

栃木県 e スポーツ推進協議会入退会規程

（目的）

第 1 条 この規程は、栃木県 e スポーツ推進協議会（以下「協議会」という。）規約第 4 条及び第 11 条の規定に基づき、協議会の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入会手続き）

第 2 条 協議会の会員として入会しようとする団体は、別記様式第 1 号により入会申込書を会長宛て提出しなければならない。

2 前項の入会申込書が提出された場合、会長は当該団体に期待される役割等を踏まえ、入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

（退会手続き）

第 3 条 協議会の会員は、別記様式第 2 号により退会届を提出して、任意に退会することができる。

附 則

この規程は、令和 8 年 6 月 15 日から施行する。